

意見案第4号

新型コロナウイルス感染症に対応した不在者投票制度の拡充を求める意見書

(原案可決)

新型コロナウイルス感染症が世界に拡大してから1年以上が経過したが、感染者数は増減を繰り返し、未だに収束を見通すことができない状況にある。

この間の地方選挙においては、外出を制限される療養者が投票できない事態が発生しており、年内に実施される衆議院選挙においては、全国で同様の事例が生じることが想定される。宿泊療養施設内に期日前投票所や不在者投票記載場所を設置するという方法も考えられるが、対応する職員の感染リスクが高まる懸念があり、自宅療養者にとっては外出せずに投票する有効な制度が存在しておらず、濃厚接触者や、経過観察のため自宅待機を要請されている方なども選挙権を行使できないおそれがある。

よって、政府においては、有権者の選挙権行使に支障が生じないように、早期に不在者投票制度の改正を行うことを要望する。

記

- 1 郵便等による不在者投票の対象者に、新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者等、自宅待機者を追加する等、選挙権の行使が可能となるよう制度を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和3年5月21日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 宛各通